

ゆずってくれて ありがとう



車内事故防止・定時運行へのご協力 これからも よろしくお願いいたします

道路交通法第31条の2では、停留所で停車している路線バスが
発進合図を出した時、その後方にある車両は路線バスの進路
の変更を妨げてはならないことが定められています。



無理な割り込みをされると、
急ブレーキによりお客様が
転倒し、大ケガを
されます

◆反則金(普通車の場合) 6,000 円 ◆行政点数 1 点